

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）  
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】「三位一体の労働市場改革の指針」の公表について  
（第18回新しい資本主義実現会議）

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府は2023年5月16日、第18回新しい資本主義実現会議を開催しました。  
当会議において、「三位一体の労働市場改革の指針」が取りまとめられました。この中で、  
「退職所得課税制度等の見直し」「自己都合退職に対する障壁の除去」について示されてい  
ますので、ご案内いたします。

詳細は、以下の内閣官房HPをご参照ください。

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/kaigi/dai18/gijisidai.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai18/gijisidai.html)

<参考>2023年4月13日メルマガ 「第16回新しい資本主義実現会議の開催について」

[https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2023/magazine/n354\\_nenkin\\_magazine\\_20230413.pdf](https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2023/magazine/n354_nenkin_magazine_20230413.pdf)

【三位一体の労働市場改革の指針】一部抜粋（内閣官房HP掲載資料）

1. 基本的考え方
2. 目標
3. 指針の方向性
4. リ・スキリングによる能力向上支援
5. 個々の企業の実態に応じた職務給の導入
6. 成長分野への労働移動の円滑化
  - (1) 失業給付制度の見直し
  - (2) 退職所得課税制度等の見直し

- 退職所得課税については、勤続 20 年を境に、勤続 1 年あたりの控除額が 40 万円から 70 万円に増額されること、これが自らの選択による労働移動の円滑化を阻害しているとの指摘がある。制度変更に伴う影響に留意しつつ、本税制の見直しを行う。
- 個人が掛金を拠出・運用し、転職時に年金資産を持ち運びできる iDeCo (個人型確定拠出年金) について、拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、2024 年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

(3) 自己都合退職に対する障壁の除去

- 民間企業の例でも、一部の企業の自己都合退職の場合の退職金の減額、勤続年数・年齢が一定基準以下であれば退職金を不支給、といった労働慣行の見直しが必要になりうる。
- その背景の一つに、厚生労働省が定める「モデル就業規則」において、退職金の勤続年数による制限、自己都合退職者に対する会社都合退職者と異なる取り扱いが例示されていることが影響しているとの指摘があることから、このモデル就業規則を改正する。

- (4) 求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の共有化
- (5) 副業・兼業の奨励
- (6) 厚生労働省関係の情報インフラ整備

7. 多様性の尊重と格差の是正

8. 国家公務員の育成・評価に関する仕組みの改革

政府は、今回取りまとめた当指針について、新しい資本主義の実行計画の改訂や、6月に策定される経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）に反映するとしています。

\*\*\*\*\* メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）\*\*\*\*\*

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

\*\*\*\*\*

日本-年基-202305-170-0066-D